

第7期介護保険料の算定について

佐賀中部広域連合

【第7期】第4回策定委員会資料

目 次

	頁
1 第1号被保険者保険料の算定	1
2 介護保険料に影響する全国的な制度要因	7
3 介護保険料に影響する佐賀中部広域連合における施策要因	13

1 第1号被保険者保険料の算定

(1) 介護保険料の概要

介護保険制度の財源は、公費と保険料となっています。介護給付費の財源は、公費が50%、65歳以上の第1号被保険者及び40歳以上65歳未満の第2号被保険者の保険料が50%となっています。

地域支援事業費の財源も公費と保険料で賄われていますが、介護予防・日常生活支援総合事業については、介護給付費に準じた財源構成であり、それ以外の事業では、第2号被保険者負担分に公費が充てられています

この介護給付費及び地域支援事業費のうち、第1号被保険者の保険料の概略は、次のようになります。

■介護保険料基準額の算定方法の概略

介護保険料基準額の算定は、以下に示すAをBで割って導き出されます。

A : (標準給付費見込額+地域支援事業費) × 第1号被保険者負担割合

B : 第1号被保険者数

※ 標準給付費見込額は、総給付費、特定入居者介護サービス費等給付額、高額介護サービス等給付額、算定対象審査支払手数料の合計となります。

※ 実際の算定に当たっては、Aの額から調整交付金及び給付費準備基金の額が控除され、収納率が加味されます。

(参考数値) 第6期における主要な数値

・調整交付金見込割合 約6パーセント

(調整交付金=標準給付費見込み額×調整交付金見込交付割合)

・給付費準備基金 約9.5億円

・予定保険料収納率 98パーセント

(2) 第6期における介護保険料段階

第6期における標準段階（政令で規定する段階）は、第5期までの標準段階が大きく見直されました。

標準段階が6段階から9段階に見直され、本広域連合の保険料段階では、特例第4段階及び第5段階として設定されていた部分が、標準段階に組み込まれました。

ただし、第5期に設定した上位所得者に対する段階設定については、第6期も継続をしています。

■ 保険料段階の比較（第5期及び第6期）

第5期事業計画における保険料段階			第6期事業計画における保険料段階		
段階	要件	料率	段階	要件	料率
第1段階	生活保護者、老齢福祉年金で世帯全員非課税	0.5	第1段階	生活保護者、老齢福祉年金で世帯全員非課税及び世帯全員非課税・年金＋所得が80万円以下	0.5
第2段階	世帯全員非課税・年金＋所得が80万円以下	0.5			
特例第3段階	世帯全員非課税で年金＋合計所得が120万円以下	0.66	第2段階	世帯全員非課税で年金＋合計所得が120万円以下	0.75
第3段階	世帯全員非課税で上記を除く	0.75	第3段階	世帯全員非課税で上記を除く	0.75
特例第4段階	本人非課税（世帯内に課税者がいる場合）で年金＋所得が80万円以下	0.91	第4段階	本人非課税（世帯内に課税者がいる場合）で年金＋所得が80万円以下	0.9
第4段階	本人非課税（世帯内に課税者がいる場合）で上記を除く	1.0	第5段階	本人非課税（世帯内に課税者がいる場合）で上記を除く	1.0
第5段階	本人課税所得が125万円未満	1.16	第6段階	本人課税所得が120万円未満	1.2
第6段階	本人課税所得が125万円以上200万円未満	1.25	第7段階	本人課税所得が120万円以上190万円未満	1.3
第7段階	本人課税所得が200万円以上400万円未満	1.5	第8段階	本人課税所得が190万円以上290万円未満	1.5
			第9段階	本人課税所得が290万円以上400万円未満	1.7
第8段階	本人課税所得が400万円以上600万円未満	1.75	第10段階	本人課税所得が400万円以上600万円未満	1.9
第9段階	本人課税所得が600万円以上	2.0	第11段階	本人課税所得が600万円以上	2.1

■ 第6期事業計画における保険料段階

段階	要件	率	月額(円)	年額(円)
第1段階	生活保護者、老齢福祉年金で世帯全員非課税及び世帯全員非課税・年金＋所得が80万円以下	0.5	2,635	31,620
第2段階	世帯全員非課税で年金＋所得が120万円以下	0.75	3,953	47,436
第3段階	世帯全員非課税で上記を除く	0.75	3,953	47,436
第4段階	本人非課税（世帯内に課税者がいる場合）で年金＋所得が80万円以下	0.9	4,743	56,916
第5段階	本人非課税（世帯内に課税者がいる場合）で上記を除く	1.0	5,270	63,240
第6段階	本人課税で所得が120万円未満	1.2	6,324	75,888
第7段階	本人課税で所得が120万円以上190万円未満	1.3	6,851	82,212
第8段階	本人課税で所得が190万円以上290万円未満	1.5	7,905	94,860
第9段階	本人課税で所得が290万円以上400万円未満	1.7	8,959	107,508
第10段階	本人課税で所得が400万円以上600万円未満	1.9	10,013	120,156
第11段階	本人課税で所得が600万円以上	2.1	11,067	132,804

※公費による保険料軽減の強化

*介護保険法施行令で規定される標準段階とは別に、別枠公費による軽減強化が介護保険法によって規定されています。しかし、消費税10%への改定による財源を充てる予定としていたため、第6期では第1段階のみの実施となりました。

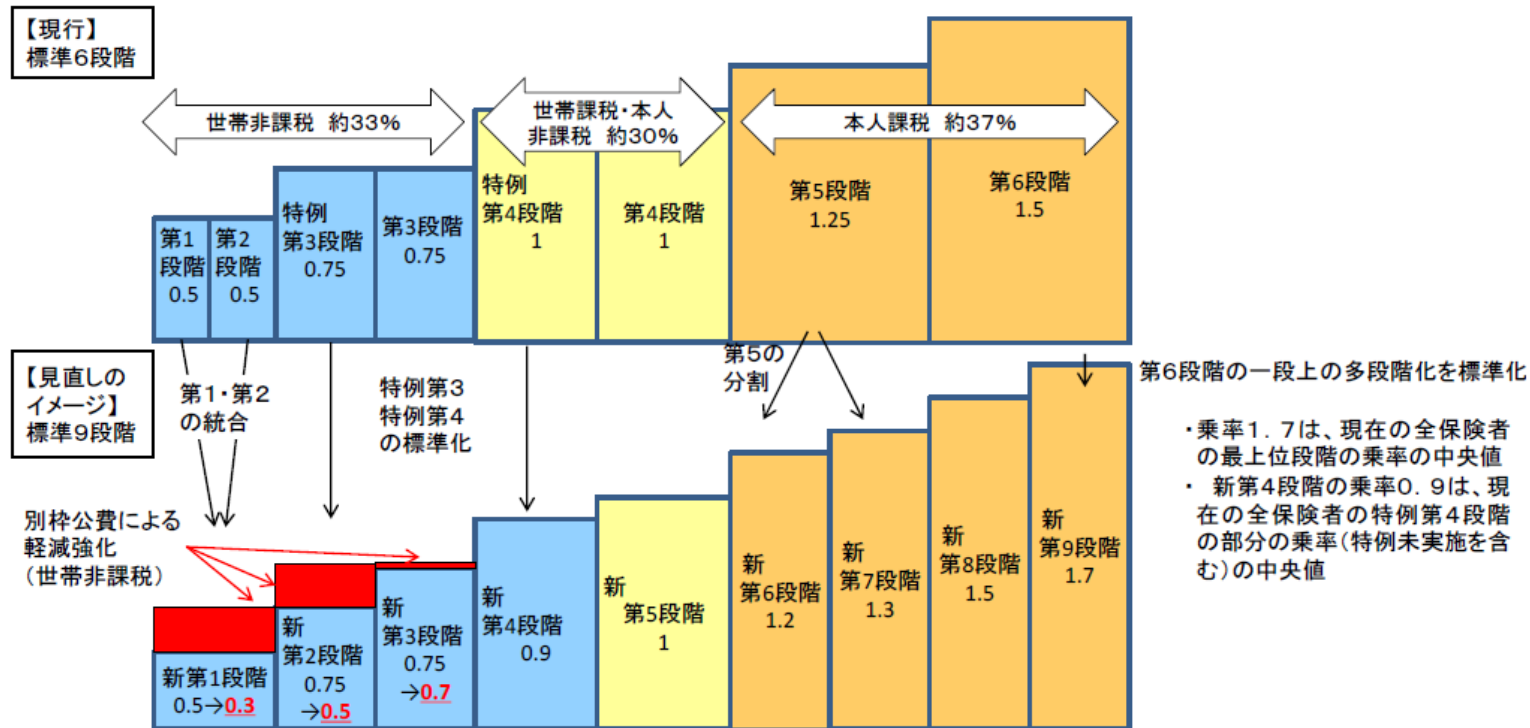
(単位:円)

段階		率	月額(円)	年額(円)
第1段階	標準	0.5	2,635	31,620
	軽減後	0.45	2,372	28,464

※ 第6期における保険料改定イメージ図（第6期計画策定当時）

第6期の介護保険料の見直しについて

- 所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、また、多くの自治体で特例第3・特例第4段階の設置や、本人課税所得層の多段階化をしている現状を踏まえ、標準の段階設定を、現行の6段階から9段階に見直す。
- なお、現在と同様、引き続き保険者の判断による弾力化を可能とする。
- 世帯非課税（第1～第3段階）については、新たに公費による軽減の仕組みを導入し、更なる負担軽減を図る。



(参考) 第6期介護保険事業計画期間における賦課収納状況

(単位：円)

第 6 期	平成27年度	特普別	調定額	収入済額	未納額	収納率(%)	保険者数(人)	特普割合(%)	不納欠損額	滞納繰越額
		特別	5,220,151,736	5,220,151,736	0	100.00	83,429	90.96		
		普通	524,352,121	444,710,901	79,641,220	84.81	8,291	9.04		79,641,220
		全体	5,744,503,857	5,664,862,637	79,641,220	98.61	91,720	100.00		79,641,220
	滞納繰越分普通徴収保険料		173,004,995	36,466,032	136,538,963	21.08			44,734,420	91,804,543
	平成28年度	特普別	調定額	収入済額	未納額	収納率(%)	保険者数(人)	特普割合(%)	不納欠損額	滞納繰越額
		特別	5,398,353,620	5,398,353,620	0	100.00	85,513	91.45		
		普通	519,079,897	444,245,453	74,834,444	85.58	8,000	8.55		74,834,444
		全体	5,917,433,517	5,842,599,073	74,834,444	98.74	93,513	100.00		74,834,444
	滞納繰越分普通徴収保険料		171,226,147	42,607,455	128,618,692	24.88			42,203,866	86,414,826
	平成29年度	特普別	調定額	収入済額	未納額	収納率(%)	保険者数(人)	特普割合(%)	不納欠損額	滞納繰越額
		特別	5,569,703,352	2,723,822,201	2,845,881,151	48.90	88,621	93.59		
		普通	453,126,979	216,457,286	236,669,693	47.77	6,069	6.41		—
		全体	6,022,830,331	2,940,279,487	3,082,550,844	48.82	94,690	100.00		—
滞納繰越分普通徴収保険料		161,257,370	25,050,189	136,207,181	15.53%			—	—	

※平成29年10月31日現在

(参考) 第5期介護保険事業計画期間における賦課収納実績

(単位：円)

第 5 期	平成24年度	特普別	調定額	収入済額	未納額	収納率(%)	保険者数(人)	特普割合(%)	不納欠損額	滞納繰越額
		特別	4,708,151,511	4,708,151,511	0	100.00	76,782	90.72		
		普通	473,456,565	395,738,884	77,717,681	83.59	7,852	9.28		77,717,681
		全体	5,181,608,076	5,103,890,395	77,717,681	98.50	84,634	100.00		77,717,681
	滞納繰越分普通徴収保険料		123,665,078	24,928,652	98,736,426	20.16			30,689,729	68,046,697
	平成25年度	特普別	調定額	収入済額	未納額	収納率(%)	保険者数(人)	特普割合(%)	不納欠損額	滞納繰越額
		特別	4,852,520,329	4,852,520,329	0	100.00	78,840	90.65		
		普通	491,652,001	413,373,897	78,278,104	84.08	8,129	9.35		78,278,104
		全体	5,344,172,330	5,265,894,226	78,278,104	98.54	86,969	100.00		78,278,104
	滞納繰越分普通徴収保険料		145,620,289	32,225,082	113,395,207	22.13			31,028,004	82,367,203
	平成26年度	特普別	調定額	収入済額	未納額	収納率(%)	保険者数(人)	特普割合(%)	不納欠損額	滞納繰越額
		特別	4,984,880,498	4,984,880,498	0	100.00	81,036	90.61		
		普通	526,384,503	444,596,289	81,788,214	84.46	8,402	9.39		81,788,214
		全体	5,511,265,001	5,429,476,787	81,788,214	98.52	89,438	100.00		81,788,214
滞納繰越分普通徴収保険料		160,600,516	30,234,329	130,366,187	18.83			39,086,086	91,280,101	

2 介護保険料に影響する全国的な制度要因

介護保険料を算定するにあたり、その基本的な考え方は、国の方針に則り、法令等に準拠した算出を行うこととなります。
第7期における介護保険料の算定に影響を与える全国的な制度上の主な変更点として、次のようなものがあげられます。

項目	概要	備考
① 第1号被保険者及び第2号被保険者の負担率	第1号被保険者：第2号被保険者 23%：27%	第6期の負担率 22%：28%
② 調整交付金の算定方法変更に伴うもの	第1号被保険者に占める後期高齢者の割合が全国的に高くなると予測されており、特に年齢が高い高齢者が多い市町村に対して更に重点的に配分するもの	
③ 介護報酬改定に伴うもの	介護報酬改定については、社会保障審議会介護給付費分科会で審議中であり詳細については、未決定	給付費分科会で審議中
④ 一定以上所得者の利用者負担の見直し	一定以上の所得がある第1号被保険者の利用者負担を3割とするもの	政令の改正により所得基準決定 (現時点、政令未公布)
⑤ 第1号介護保険料の公費による保険料軽減の強化	低所得者の保険料軽減のため、公費を投入するもの 公費財源(国 1/2、県 1/4、介護保険者 1/4)	現時点、軽減範囲は未定
⑥ 介護離職ゼロに対する給付費増	介護離職ゼロを目標に介護基盤を整備するもの	
⑦ 地域医療構想との整合に伴う給付費増	療養床削減に伴う介護保険施設への転換	
⑧ 保険料段階について	第7～9段階に係る基準所得金額の変更	

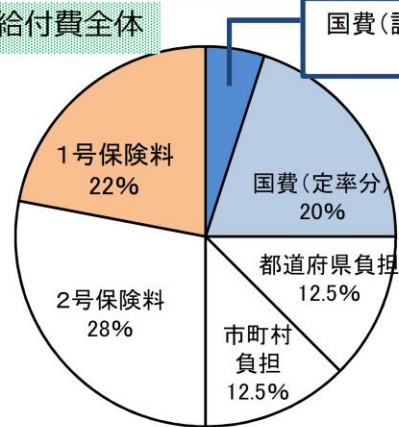
② 調整交付金の算定方法変更に伴うもの

調整交付金の交付基準の見直し

現行制度の概要

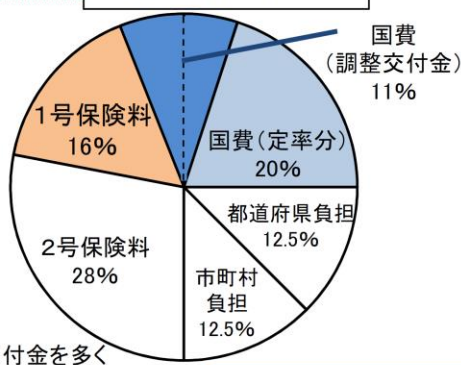
国庫負担金25%のうち5%分を用いて、市町村間の「後期高齢者比率が高いことによる給付増」と、「被保険者の所得水準が低いことによる収入減」を財政調整している。これにより、市町村の責によらない、市町村間の財政力の差を解消。

給付費全体



A町

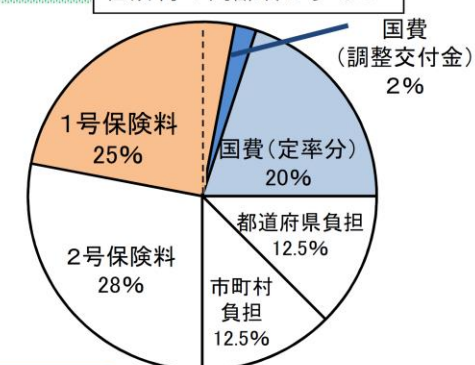
後期高齢者が多い
低所得の高齢者が多い



※調整交付金を多く
交付し保険料を軽減

B市

後期高齢者が少ない
低所得の高齢者が少ない



※調整交付金を少なく交付し
保険料を上昇

現行の交付基準

1. 後期高齢者と前期高齢者の比率

前期高齢者と後期高齢者では、要介護認定を受ける割合が大きく異なるため、市町村間の**前期高齢者・後期高齢者の比率**を調整

- ・前期高齢者(65～74歳以上): 認定率約4.4%
- ・後期高齢者(75歳以上) : 認定率約32.7%

※ 後期高齢者の構成割合が大きい→給付費が増大→調整しなければ、保険料が上昇

2. 被保険者の所得水準

高齢者の所得水準が相対的に低い市町村では、所得水準が高い市町村に比べて、同じ所得の人であっても保険料は高くなるため、こうした所得格差を調整。

見直しの後の交付基準

平成30年度以降、特に年齢が高い高齢者の分布をきめ細かく反映させるため、交付基準の年齢区分を細分化。

また、激変緩和措置として、第7期計画期間(平成30年度～平成32年度)においては、2区分と3区分を2分の1ずつ組み合わせる。

※所得水準は現行の調整方法を維持

従来：2区分

①65～74歳 ~~②75歳以上~~

見直し案：3区分

①65～74歳、②75～84歳、③85歳以上

第7期計画期間は2区分と3区分を1/2ずつ組み合わせ

④ 一定以上所得者の利用者負担の見直し

見直し内容

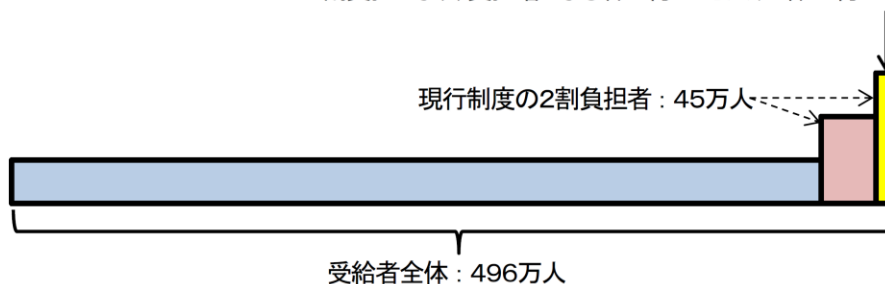
世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。ただし、月額44,400円の負担の上限あり。【平成30年8月施行】

【利用者負担割合】

	負担割合
年金収入等 340万円以上 (※1)	2割 ⇒ 3割
年金収入等 280万円以上 (※2)	2割
年金収入等 280万円未満	1割

【対象者数】

3割負担となり、負担増となる者：約12万人(全体の約3%)



(単位:万人)

	在宅サービス	施設・居住系	特養	合計
受給者数(実績)	360	136	56	496
3割負担(推計)	約13	約4	約1	約16
うち負担増(対受給者数)	約11 (3%)	約1 (1%)	約0.0 (0.0%)	約12 (3%)
2割負担(実績)	35	10	2	45
1割負担(実績)	325	126	54	451

※介護保険事業状況報告(平成28年4月月報)

※特養入所者の一般的な費用額の2割相当分は、既に44,400円の上限に当たっているため、3割負担となっても、負担増となる方はほとんどいない。

※1 具体的な基準は政令事項。現時点では、「合計所得金額(給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額)220万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合463万円以上)」とすることを想定。⇒単身で年金収入のみの場合344万円以上に相当

※2 「合計所得金額160万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額280万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合346万円以上)」⇒単身で年金収入のみの場合280万円以上に相当

⑤ 第1号介護保険料の公費による保険料軽減の強化

介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化

①一部実施(平成27年4月)

第一弾として、市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い者を対象(65歳以上の約2割)
【平成29年度予算額 221億円(公費ベース※)】

	保険料基準額に対する割合
第1段階	現行 0.5 → 0.45

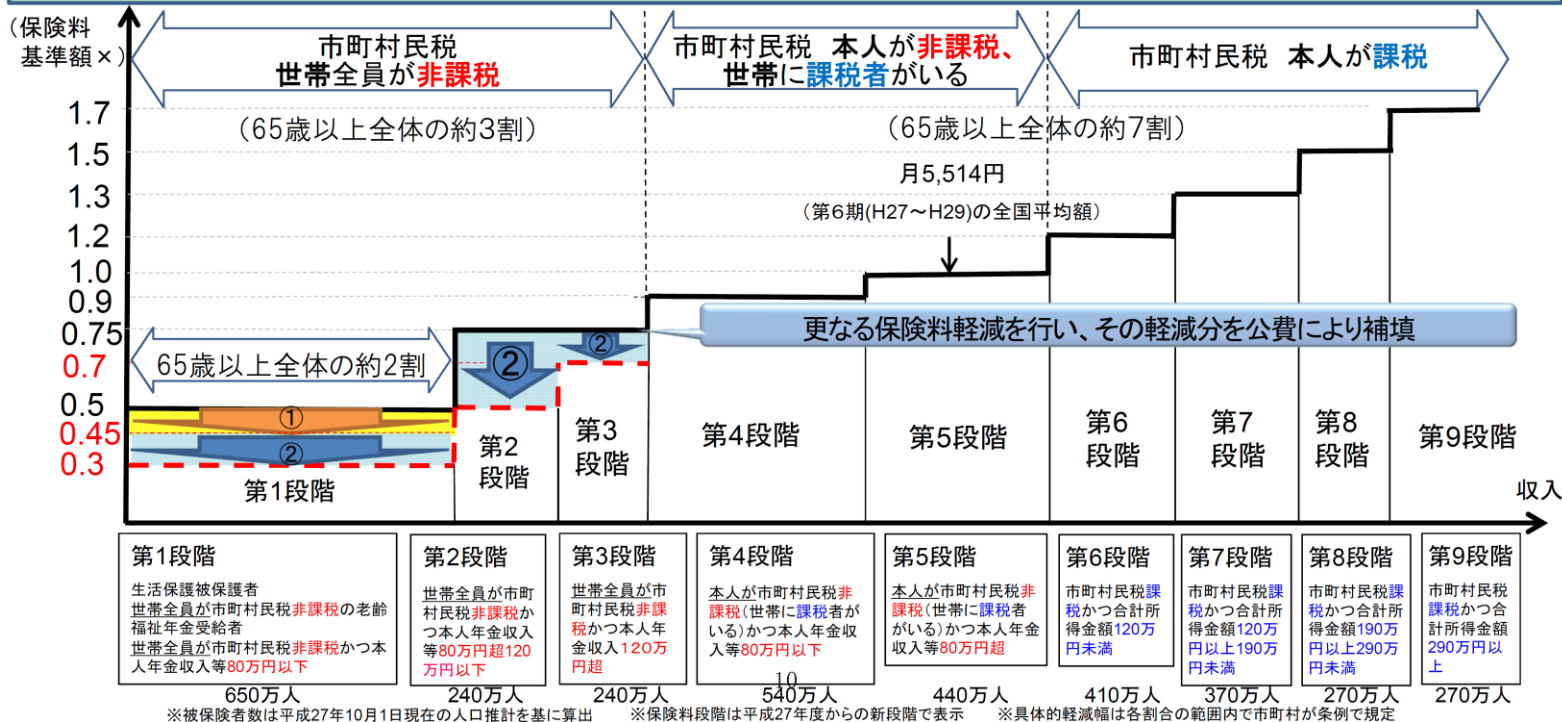
②完全実施

市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施(65歳以上の約3割)

【所要見込額 約1,400億円(公費ベース※)】

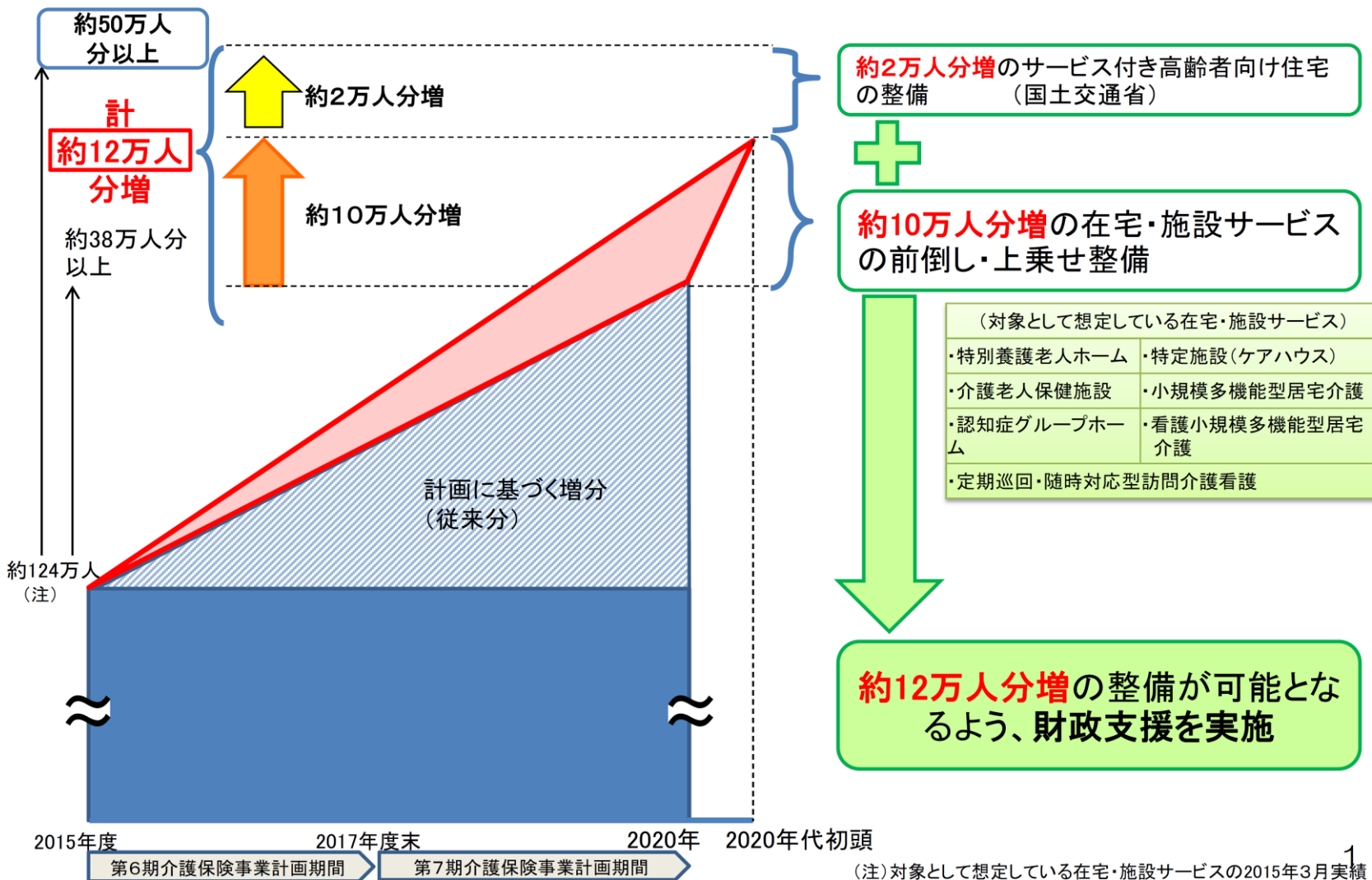
	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.45 → 0.3
第2段階	現行 0.75 → 0.5
第3段階	現行 0.75 → 0.7

※公費負担割合
国1/2、都道府県1/4
市町村1/4



⑥ 介護離職ゼロに対する給付費増

第3の矢、「安心につながる社会保障」(介護離職ゼロ)(前倒し・上乗せ整備のイメージ)



⑦ 地域医療構想との整合に伴う給付費増

見直し内容

○今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設する。

○病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

<新たな介護保険施設の概要>

名称	介護医療院 ※ただし、病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。
機能	要介護者に対し、「 <u>長期療養のための医療</u> 」と「 <u>日常生活上の世話（介護）</u> 」を一体的に提供する。（介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づける。）
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等

☆ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとし、平成35年度末までとする。

※ 具体的な介護報酬、基準、転換支援策については、介護給付費分科会等で検討。

3 介護保険料に影響する佐賀中部広域連合における施策要因

前述のとおり、第7期における介護保険料を算定するにあたっては、国の方針に則り、政令等に準拠した算出を行うこととします。これに付して、保険料算定に影響を与える佐賀中部広域連合における要因として次のようなものがあげられます。

項 目		概 要	備 考
①	第1号被保険者数の増加	第7期における平均値 (推計値) 97,407人	第6期事業計画策定時の平均値 (推計値) 93,130人 (実績値) 92,992人
②	保険料段階について	第6期における上位所得者への負担増の継続(施策) 第7～9段階に係る基準所得金額の変更(制度:再掲)	次頁:対照表
③	給付費基金取崩し	基金を取崩し、第7期における保険料収納額の一部にあて、保険料の上昇を抑える	
④	総給付費の伸び	・認定者数(受給者数)の増加 ・居住系施設の増床	増床数については佐賀県と協議中

■ 保険料段階の比較（第6期及び第7期）

第6期事業計画における保険料段階			第7期事業計画における保険料段階（予定）			
段階	要件	料率		段階	要件	料率
第1段階	生活保護者、老齢福祉年金で世帯全員非課税及び世帯全員非課税・年金＋所得が80万円以下	0.5		第1段階	生活保護者、老齢福祉年金で世帯全員非課税及び世帯全員非課税・年金＋所得が80万円以下	0.5
第2段階	世帯全員非課税で年金＋合計所得が120万円以下	0.75		第2段階	世帯全員非課税で年金＋合計所得が120万円以下	0.75
第3段階	世帯全員非課税で上記を除く	0.75		第3段階	世帯全員非課税で上記を除く	0.75
第4段階	本人非課税（世帯内に課税者がいる場合）で年金＋所得が80万円以下	0.9		第4段階	本人非課税（世帯内に課税者がいる場合）で年金＋所得が80万円以下	0.9
第5段階	本人非課税（世帯内に課税者がいる場合）で上記を除く	1		第5段階	本人非課税（世帯内に課税者がいる場合）で上記を除く	1
第6段階	本人課税所得が120万円未満	1.2		第6段階	本人課税所得が120万円未満	1.2
第7段階	本人課税所得が120万円以上 <u>190万円</u> 未満	1.3	変更	第7段階	本人課税所得が120万円以上 <u>200万円</u> 未満	1.3
第8段階	本人課税所得が <u>190万円</u> 以上 <u>290万円</u> 未満	1.5	変更	第8段階	本人課税所得が <u>200万円</u> 以上 <u>300万円</u> 未満	1.5
第9段階	本人課税所得が <u>290万円</u> 以上 400万円未満	1.7	変更	第9段階	本人課税所得が <u>300万円</u> 以上 400万円未満	1.7
第10段階	本人課税所得が400万円以上 600万円未満	1.9	継続	第10段階	本人課税所得が400万円以上 600万円未満	1.9
第11段階	本人課税所得が600万円以上	2.1		第11段階	本人課税所得が600万円以上	2.1